

蕨市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について(課税限度額)

1 改正内容

令和6年度より、後期高齢者支援金分の課税限度額を20万円から22万円に改正。

	蕨市限度額		法定限度額	
	現行 (R5)	改正後 (R6)	現行 (R5)	改正予定 (R6)
基礎分	65万円	65万円	65万円	65万円
支援分	20万円	22万円	22万円	24万円
介護分	17万円	17万円	17万円	17万円
合計	102万円	104万円	104万円	106万円

2 近隣市との比較(令和5年度現在)

<近隣市と比較した限度額>

	限度額		近隣市との比較		
	現行	改正後	川口市	戸田市	さいたま市
基礎分	65万円	65万円	65万円	令和5年度 法定限度額どおり	
支援分	20万円	22万円	20万円		
介護分	17万円	17万円	17万円		

3 限度額改正による影響

※12月末現在

影響を受ける世帯数

支援分(支援分が20万円超の世帯)

138世帯 (国保加入世帯数11,554世帯のうち約1.2%)

限度額改正による調定額の増(見込み)

支援分

賦課限度額到達世帯分: 118世帯×限度額増加分2万円=236万円

基礎課税分が20万円から22万円までの世帯分: 20世帯×2万円=20万円

約257万円

限度額改正による収納額の増(見込み)

調定額の増(257万円)×予定収納率(88.5%) ≒ 227万円

※令和6年4月1日施行予定